

3. 遠隔画像診断ガイドラインを読み解く

金澤 右 岡山大学病院放射線科

日本放射線科専門医会・医会遠隔画像診断ワーキンググループ(2009年5月まで中島康雄理事長, 2009年6月以降, 水沼仁孝理事長), ならびに日本医学放射線学会電子情報委員会(当時・甲田英一委員長)は, 共同で『遠隔画像診断に関するガイドライン』¹⁾を作成して2009年8月に発表した。このガイドライン作成委員会の委員長は岩手医科大学放射線科の江原 茂教授であり, 15名の委員が参加して審議が重ねられた。筆者は, このガイドライン委員会のメンバーの1人でもあり, 現在は日本医学放射線学会電子情報委員会委員長として遠隔画像診断の啓発にかかわっている。

そこで本稿では, その立場から, 本ガイドラインについて若干の解説を加え, 内容を本誌読者にご理解いただきたいと考えている。

ガイドライン作成の背景

当時, 日本放射線科専門医会・医会と日本医学放射線学会がガイドラインの作成に動いた背景として, 遠隔画像診断の急激な広がりやレギュレーション不足による無軌道な運用への懸念があった。診断の主体となっている放射線科専門医が主導することなく, 採算ベースに遠隔画像診断が広がる可能性があることは, 例えば, 安価な報酬で雇用できる外国人読影医の参入などに示され始めていた。わが国の医師免許はもちろんのこと, 日本医学放射線学会放射線診断専門医の資格を有しない外国人による読影が, “コメント”あるいは“参考意見”だとすれば医療行為に当たらない, という詭弁は, 常識的な社会が受け入れるべくもない。

しかし一方では, 然るべき団体や機構のレギュレーションがないからこそ, そのような問題も起こってきたとも言える。わが国より早期に遠隔画像診断(teleradiology)に参入していた米国においては, すでに米国放射線科専門医会(American College of Radiology: ACR)によって「医用画像の電子的診療のためのACR技術企画(ACR technical standard for electric practice of medical imaging)」が発表されており²⁾, それに遅れているわが国の状況を考えると, 遠隔画像診断に関するガイドラインを作成するのは急務と言えた。日本放射線科専門医会・医会と日本医学放射線学会では, 遠隔画像診断に関連する会員から委員を選出し, ガイドライン作成委

員会を構成したが, 幸い, ACRの動向に精通されている江原氏が委員となられたので, 江原氏を中心として前述の「ACR技術企画」を参考にしながらガイドラインを作成する運びとなった。もちろん, 米国とわが国では, 社会的あるいは医療的背景が異なるため, わが国固有の事情を十分に考慮し審議したガイドラインの作成が必要とされた。

ガイドライン作成の手順と構成

ガイドラインの構成の大枠は, 協議の結果, 以下のように決まった。

- ① 遠隔画像診断の定義
- ② 遠隔画像診断の理念
- ③ ガイドラインの目的
- ④ 遠隔画像診断の位置づけと一般的課題
- ⑤ 遠隔画像診断の質の定義
- ⑥ 情報の安全性の確保
- ⑦ ガイドラインの利用指針

これらの各項目あるいは細目ごとに担当の委員を決めて原案づくりを分担し, その原案について実際に集まって協議した。なお, 前述のACR関連文書に加え, 日本医学放射線学会電子情報委員会の『デジタル画像の取り扱いに関するガイドライン2.0版(2006年4月)』³⁾, 厚生労働省の『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4版(2009年3月)』⁴⁾を参考に用いた。

以下では, ガイドラインの内容について解説したい。